

知事許可漁業の許認可方針改正の概要

1. 概要

大阪府では、漁業法に基づき知事が漁業の許可を行うときの審査基準として、漁業種類ごとに許認可方針を定めています。

このたび、さわら流網漁業の許認可方針について、500 メートル間隔で掲げなければならない標識及び灯火の色を黄色から白色に変更することにより、視認性を高め、操業の安全性の向上を図ります（参考図 参照）。

以上について、許認可方針を改正するものです。

2. 改正内容

■さわら流網漁業の許認可方針

【改正後】

第7 (6) 標識及び灯火

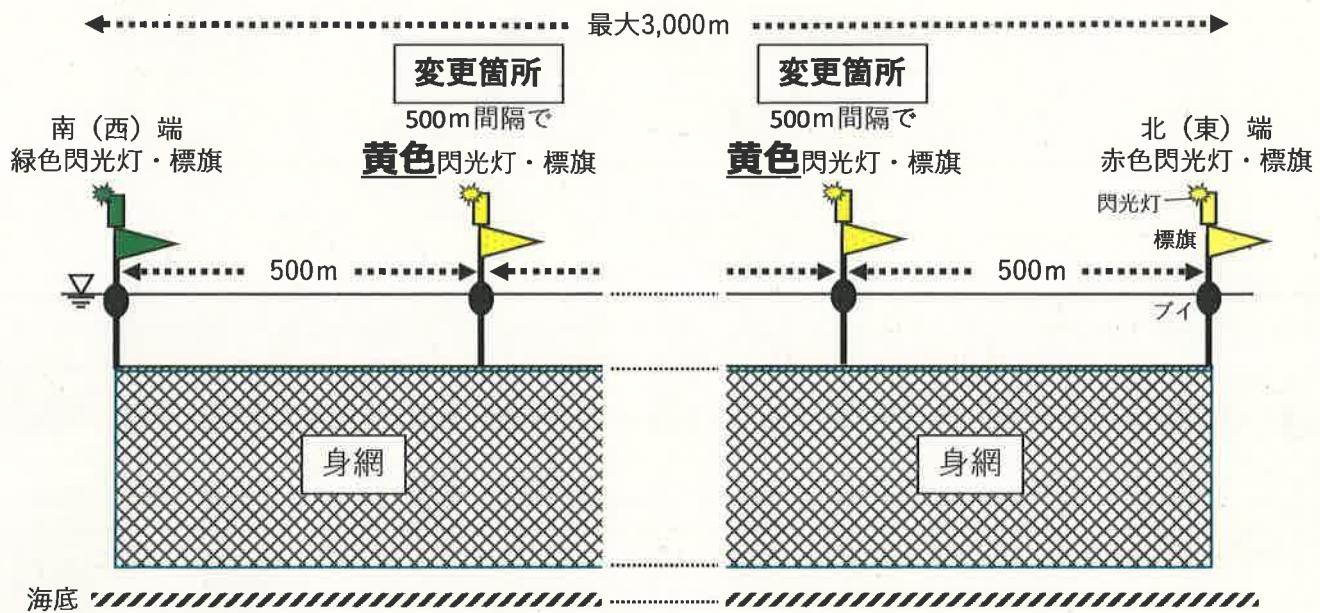
操業中は、他の船舶等から漁具の敷設状況が確認できるよう標識として漁具の北（東）端に赤色の閃光灯と赤色の標旗を、南（西）端に緑色の閃光灯と緑色の標旗を、また 500 メートル間隔に白色の閃光灯と白色の標旗を掲げなければならない。

【現行】

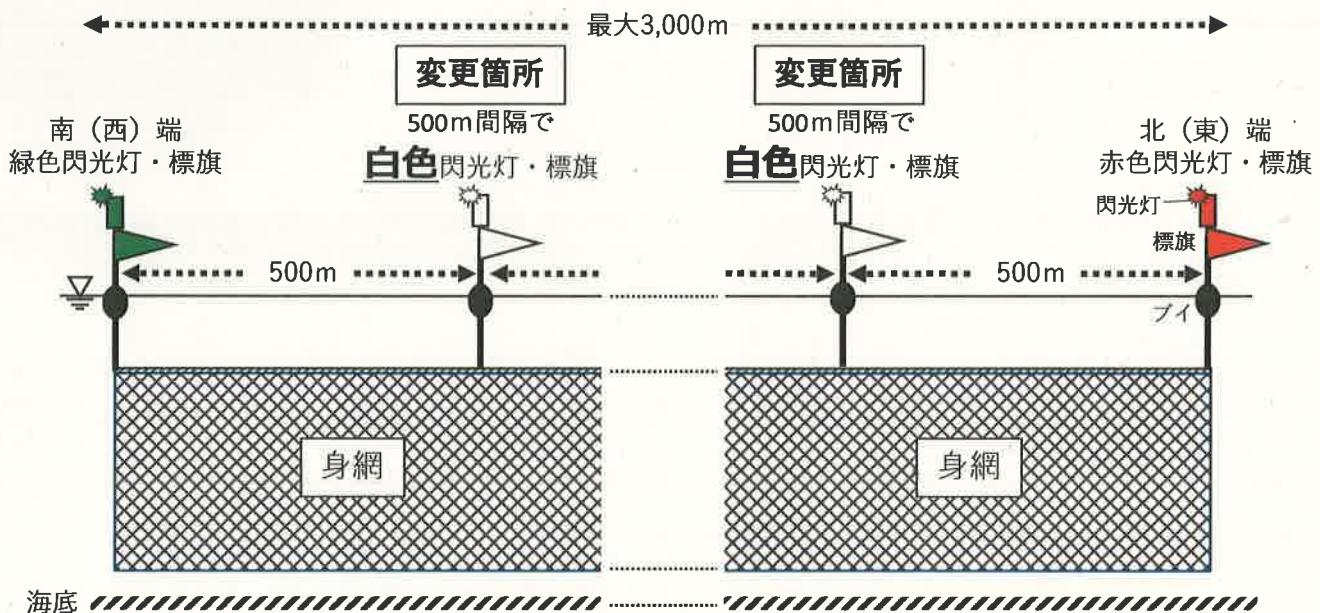
第7 (6) 標識及び灯火

操業中は、他の船舶等から漁具の敷設状況が確認できるよう標識として漁具の北（東）端に赤色の閃光灯と赤色の標旗を、南（西）端に緑色の閃光灯と緑色の標旗を、また 500 メートル間隔に黄色の閃光灯と黄色の標旗を掲げなければならない。

【変更前】



【変更後】



さわら流網漁業（漁具イメージ図）